



第6号様式（第6条関係）  
海老名市指令第資対42号

一般廃棄物処理業許可証（収集・運搬）

住 所 綾瀬市吉岡709番地

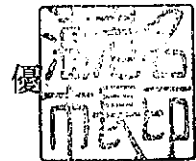
氏 名 株式会社タズミ  
代表取締役 田墨 幸一郎

平成28年2月17日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市吉岡709番地 株式会社タズミ
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	海老名市内
処 理 料 金	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する 条例第27条の規定に準ずる。
営業許可期間	自平成28年4月1日 至平成30年3月31日
条 件	別紙のとおり

平成28年3月18日

海老名市長 内 野



（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に海老名市長に対して、異議申し立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

< 注意 > 許可証（写）だけでは一般廃棄物の処理委託は出来ません。  
一般廃棄物処理委託契約の締結等が必要です。

	申請 年月日	許可 年月日	事項	変更内容	許可印
事業 範囲 の 変更 記録					

	変更年月日	事項	変更内容
の氏			
名			
所			
在			
代			
地			
表			
者			
等			
の			
事			
変			
務			
更所			

(別紙)

許 可 条 件

業者名： 株式会社タズミ

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条及び同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2並びに海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例及び規則（平成5年条例第8号、平成5年規則第9号）並びに海老名市長の指示に従い適正に処理すること。
- 2 収集、運搬業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項の規定に従い、廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。また、悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 3 許可を受けた者が、許可事項の変更を必要とする場合は、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則（平成5年規則第9号）第4条及び第8条に定める手続きをしなければならない。
- 4 取り扱う一般廃棄物は、分別を徹底するとともに、減量化、資源化に努めること。
- 5 収集、運搬車両には、当許可証の写しを常備すること。

取扱事業所一覧

富士ゼロックス(株)、神奈川県立かながわ農業アカデミー、吃八坊、(有)大岳地所、(株)創研、(有)トシズマリプロジェクト、中華料理五十番、高座清掃施設組合、(有)横浜ヘルシービューティリバース海老名、カルミアブルーム海老名店、相模車輛(株)、海老名商工会議所、(社福)中心会(中心荘第一第二老人ホーム)、三愛薬品、野崎調剤薬局、杉崎デンタル(株)、横山クリニック、(有)スタンダード運輸、(株)エイブル海老名支店、(株)厚木エアーサービス 東京応化工業(株)流通センター、日本NCR(株)、日本ソルティック(株)、エミール進学会、日進幼稚園、(株)ゴトー物流 関東支店 海老名営業所、トーカイパッケージングシステム(株)海老名事業所、大雄産業(株)、ピアメカニクス(株)、(有)アリヤマ ヘアサロンMhalo、ピストラン、フロンティア観光バス(株)、青雉、(株)大入物産、(株)L・S、(株)タイヨーワークス、(福)プレマ会えびなの風保育園、(合)クローバー海老名、ニシリック(株)、(株)リップタイト業務用スーパー海老名店